

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区個人情報保護審議会 (令和5年度 第2回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和5年11月13日(月) 午前10時00分～10時54分	
開催場所	豊島区役所本庁舎9階 第一委員会室	
議 題	<p style="text-align: center;">諮 問</p> <p style="text-align: center;">(1) 諮問第1号</p> <p style="text-align: center;">個人情報保護法に係る安全管理措置について</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数1人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	村山 健太郎(会長)、小田 信治、紙子 陽子、草葉 隆義、松尾 剛 行 計5名
	関係人	情報管理課長、契約課長
	事務局	区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、欠席者、松戸委員でございます。傍聴の方が1名いらっしゃいます。

本日の資料の確認をお願いいたします。メールにて資料をお送りいたしましたので、その後、A委員より再度、修正案をいただきましたので、その内容を反映させたものを、本日、机上配付させていただいております。

配付資料は、右肩に資料1、資料2とあるA3のものが2種類と、別紙が2から8まで15種類ございます。不足している資料がございましたら、お声がけいただければ、お持ちいたします。

それでは、開会につきまして、村山会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：分かりました。それでは審議に入りたいと思います。

本日は、諮問事項1件を予定しております。審議につきましては、1時間30分程度を目途に執り行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

5 諮問第1号、個人情報保護法に係る安全管理措置について。

以上1件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から、必ずお近くのマイクスイッチを入れて、ご使用くださいますようお願いいたします。

会 長：諮問1号は継続審議ですが、資料の修正を行ったと聞いておりますので、初めに、区からの説明を受け、その後審議を開始したいと思います。

区民相談課長：まず初めに審議に先立ち、前回の審議会以降、資料の修正について、委員の皆様のご貴重なお時間をいただき、ご協力いただいたことにお礼申し上げます。

それでは、11月9日に修正案としてお送りした資料から、改めて修正した部分について、ご説明させていただきます。

まず、右肩に「資料1」と記載のある資料をお取り出しください。

守るべき事項の1ですが、お示しした基準では内容が不足しているとの意見を受けておりますものの、区では該当する基準が見つからないため、新たに作成する必要があります。そのため、今回の案では、「等」を追加し、今後基準を作成するいたしました。

次に、3の(2)でございます。こちらの記載例である、別紙3についてチェック項目を1件追加いたしました。詳しくは、別紙3の青字部分をご確認ください。

次に、3の(3)については、委員のご指摘のとおり、条件をつけて事前に提出することに変更しております。失礼いたしました。まず、3の(3)については、委員からのご指摘のとおり修正いたしました。それに伴い、5は内容が重複しているため、削除いたしました。

審 議 経 過

No.2

また、3の(3)の米印以下については、ご指摘のとおり、条件をつけて事前に提出することに変更しております。この修正文の中の「契約前」という文言があるんですけども、ここの契約前というものについての解釈、区の解釈について、契約課長からご説明をさせていただきたいと思います。

会 長：お願いします。

契約課長：それでは、この契約前ということの解釈について、ちょっとご説明させていただきたいと存じます。

これは、各課が行います特命随意契約の場合につきましては、これは既に契約先が決まっておりますので、事前というのはこのままで結構だと思います。文言どおりだと思いますけども。入札案件の場合につきましては、入札執行後、落札者が決定いたしますので、落札者が決定した後に、その契約の事前にこの書面を提出するというようなことで解釈をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

会 長：分かりました。この点については、後で審議する可能性がございます。

それでは、続けてください。

区民相談課長：それでは、続けさせていただきます。

次に、右肩に「資料2」と記載のある資料をお取り出してください。右肩に「資料2」でございます。別紙1「特記事項」についてご説明いたします。

まず、5ページ目でございます。5ページ目、第3条の別紙5-2について、文言修正を行いました。また、事後通知について本文に追加したことから、別紙5-6を新たに作成しました。ほかに数点文言修正をしております。

次に、7ページ、お願いいたします。7ページの第5条第2項について、情報システムの運用保守等を行う場合と行わない場合に分けましたが、委員のご指摘により、元に戻しております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページの下段です。9ページの第7条の別紙8について、「法」と記載した部分を正式な法律名に修正いたし、本文中も文言修正を一部行っております。

次に、12ページをお願いいたします。12ページの中段、第13条、これについても文言修正を行っております。

次に、14ページをお願いいたします。14ページの上段、第15条について、委員より「複写又は複製したもの」という用語は、第6条で例外的に認めた場合のみに使用する文言であるため、それ以外の場合は削除するよう注意が必要であるとのコメントをいただきましたので、第6条で認めた場合を分けて記載いたしました。

また、米印以下について、文言の修正をしております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：どうもありがとうございます。

進め方ですけれども、条文ごとに細かい意見がついておりまして、再修正が入ったと

審 議 経 過

No.3

ころもありますので、今日、確定しなければいけないという、基本的な方向性を確定するというふうなことがございますので、この資料1の守るべき事項のほうから、順番に見ていくというふうなことにしたいと思います。

まず初めに、この1の部分、6ページ中の1ページの1、個人情報の適正な管理を行う能力云々のところで、選定基準が従来の豊島区のものでは不足している部分があるので、今後不足している部分を作成し、それを含めるというふうな意味で選定基準等というふうな文言にしたというふうなことですが、この1条に関しては、11月8日以降にいただいた、A委員からいただいた意見に基づいているというふうなところですので、ここの部分、簡単にちょっとご説明いただけますか。まず、1条の部分につきまして。

A委員：こちら、8日金曜日に各委員に事前資料というのをお送りいただきまして、多分、それが資料1の1、2、3番目の左から3番目の対応というところ、多分それがされているものを頂いたと。それに対する青い4番目の委員意見というのが、ちょっと私のほうで、8日時点のものに対しての意見ということで出させていただいたということになります。

簡単に申しますと、個別にきちんとセキュリティをしっかりとしているということを確認した上で委託しますよというのが多分、この3番目の対応欄に書いている内容なのですけれども、事務対応ガイドを見ると、単純に、個別に大丈夫かを確認するというよりは、このレベルであれば、ここまでのものを委託していいみたいな、そういう形のいわゆる、外部委託先に「アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法」というのを判断する際の基準のようなものを策定してくださいという趣旨になると思いますので、その趣旨の対応をしてくださいという委員意見を出したところ、そこは対応していただけるという趣旨と理解いたしました。

会 長：分かりました。委員のご意見としては、要は、ここで求められているのが外部委託先の持っている特性と、それから委託できる情報の性質との関係についての基準というふうなものを定める、定めている必要があるのだけでもそれが無いというふうなことです。これについては、今後作成されるというふうなことで、文言のところを選定基準「等」というふうに入れたというふうなことであると思われます。こちらもそのような修正でよろしいかと思っておりますけれども、ほかのご意見はございますか。

この点についてはよろしいでしょうか。

(なし)

会 長：では、1の部分についてはこれ、「選定基準等」というふうな形でご対応いただくというふうなことにいたします。

次に、2の契約書に記録する事項については、特にご意見はついておりませんので、このとおりでよろしいかと思っております。

次に、まず、3の(2)につきまして、こちらのチェックシート等の内容につきまして、青の文字でA委員からのご意見ついておりますので、ポイントについて、ここもご説明いただけますでしょうか。

A委員：ありがとうございます。基本的には、もともと左から2番目の意見を出させていた

審 議 経 過

No.4

いたところ、真ん中の左から3番目のところで修正をしましたということで、相当程度ご修正いただいております、左から4番目の青字のコメントは、ちょっと長いですが、要するに、技術的安全管理措置における「アクセス者を識別して認証してください」という点について、ちょっと直した後も明確に書いていないのではないのかという趣旨のコメントをさせていただいて、それに対して、その一番左の5番目に、そこは項目を追加しますということですので、委員コメントに対して、ご対応いただけるものと理解しております。

会 長：分かりました。従前のものと、要は、誰がアクセスしたかというふうなことが分からないというふうな点で不十分だったけれども、一番右のところで「従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しているか」の項目を付け加えるというふうなことでご対応いただくというふうなことになっており、これはこれでよろしいと思うのですが、もう一つ、緑色の米印のところで「情報システムの運用、保守等の委託を行う場合」を分けているのですが、こちらも後で個人情報特記事項のほうの、5条の2項のほうで指摘があったと思いますけれども、これ「情報システムの運用、保守等を外部委託する場合」というのがついているのは、このセキュリティ対策基準の8の1の(2)のほうで、(1)のほうにはついていないというふうなご指摘があるので、この本文の部分についても区別する必要がないと思われるのですが、こちらも多分、ご対応いただいたほうが良いと思うのですが、それはそのような形でよろしいですかね。

では、そちらにつきましても、特記事項のほうの5条の2項と合わせる形で、情報システムの運用、保守等外部委託する場合とそれ以外の場合を分けられないような形で、再度整理していただくというふうなことにしたいと思います。

こちら3の(2)について、そのほか何かございますか。

(なし)

会 長：よろしいでしょうか。

それでは、次に、3の(3)ですけれども、ここもかなり修正が入っております。特に、5ページ目の米印の部分、実質的な変更かと思っておりますので、こちらについてもA委員のほうからご指摘あるみたいですので、どのような修正意見かというふうなことをご発言いただけますでしょうか。

A委員：ありがとうございます。ここの部分もまさに、先ほどと同じで、2個目のところでチェックシートのお話をコメントさせていただいたところ、こういう検査の方法は5のとおりということで、別紙にしますと。そういう形のことを3番目のところで書いていただいたというふうに理解しています。そこに対して、我々もそんなに、重要というかそういうことではないですが、その場合について、多少の追記というのをさせていただきました。どういう方法・内容で検査を行うか、明らかではないので事前の書面確認が必要となり、その点を明記したほうがよいという観点で追記をさせていただいたということが、4番目の青字コメントで書かせていただいているということになります。

それに対しては、5番目の豊島区のコメントでご指摘のとおり、修正をしていただけ

審 議 経 過

No.5

るということで、その進め方でよろしいかと考えております。

会 長：分かりました。ありがとうございます。こちらについて、何かございますか。結構、長い修正が入っておりますけれども、よろしいですかね。このような修正となっております。

(なし)

会 長：それから、あと、米印別紙2及び3のところについて、契約前の提出を求めるというふうなご意見がついており、つまり「委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制」を確認するというふうなことにつきまして、契約締結前の提出を求めるというふうな意見がついて、そのように修正されるのですが、契約課長のご説明によりますと、契約前の提出の意味について、特命随意契約の場合については事前というふうなことでよいのだけでも、入札案件の場合については、入札して落札者が決定した後、契約前に提出を求めるというふうなことで、区の実務上、入札案件については、入札する前に全ての入札者にこのような組織図等を提出することが求めることは難しいというふうなことで、入札案件については、落札した後で契約前に提出するというふうなことでいきたいというふうなことです。A委員、そのような理解でよろしいですか。一応、契約締結前の提出というふうなことで、入札後にはなるのですが。

A委員：そこのところなのですが、多分、5ページのところのやり取りのところにある、私が豊島区の提案を踏まえて書いた、左から、1、2、3、4番目の青い字というところで、それまでに個人情報、氏名を出すということは難しいだろうなどは思います。ただ、体制なので、体制ということは、別に、何さんですと、例えば、Aが責任者ですとか、Bが業務に従事していますというのを書かなくても、やっぱり体制が分かればいいと思いますので、名前を出さなくてもこういう部署があって、こういう役職の人がやっていますみたいなこともできるのかなということ、そういう工夫をした上での進め方もあるのかなというふうに申し上げたところ、一番右側、5番目の項目でご指摘のとおり修正するというので、ご修正いただくと承知しております。

会 長：分かりました。入札案件については、区の実務上、入札後、入札して決定した後、契約前というふうなことになるので、それはやむを得ないというふうなことであろうかと思われま。この点につきまして、何かご意見がございますでしょうか。

(なし)

会 長：よろしいでしょうか。

それでは、この点については、そのような理解で進めるというふうなことにしたいと思えます。

この守るべき事項については、多分、主要なご指摘については以上かと思いますが、その他、区のほうから何か修正に当たって確認しておきたいことなどございますか。守るべき事項に関して、修正内容をどういうふうにするかというのは分かりましたかね。

区民相談課長：特にございません。

会 長：分かりました。それでは、まず、守るべき事項については、このような形で、最終的な案をご作成いただければというふうに思います。

審 議 経 過

No.6

次に、特記事項について、見ていきたいと思えます。

まず、第1条については、〇〇契約として本契約とするか、あるいは、本契約というふうに最初にするかというふうな形式面について、いろいろご指摘がついておりましたが、このような書き方でよろしいのではないかというふうなことで、まとまっています。第1条の書き方については、何かございますか。

(なし)

会 長：よろしいでしょうか。

次に、第2条につきましても、最終的に修正がなされた11月8日の修正で問題ないかと思われますので、こちら一応、第2条についても、ざっと見ていただければと思います。

第2条についても、よろしいですかね。

(なし)

会 長：では、また後ほど何かございましたら、追加でご意見いただければと思いますが、次に第3条につきまして、こちら青字で11月8日の案からさらに、ご意見をいただいておりますので、ちょっと主要な部分について、かいつまんで3条1項について、どういふふうな修正提案かご説明いただけますでしょうか。

A委員：ありがとうございます。一番左の項目が赤と青等で修正されていますが、このうち、赤が最初にご修正いただいて、その赤の修正に対して、我々のほうで意見を述べていますというのが、左から1、2、3、4番目の青字コメントの二つ目の段落、今5ページのところですけれども、5ページの3条のところの1、2、3、4、左から4番目の青字コメントの2段落目、個人情報特記事項3条1項のなお書きというので、このコメントをした当時は、青字のコメントがなかったので、なお、緊急の場合は書面による承認を省略できるとだけ書いていたものに対して、コメントをしたというそういう経緯でございます。

確かに、緊急で事前承認を行う時間がない場合もあるということで、大筋について全く問題はないですけれども、ただ、そういう場合でも、その後にこんなことがありましたという通知を行うということは、速やかに事後通知をする等はできると思えますので、その辺りを追記して対応するということができでしょうかと、そういう形のコメントをさせていただいたところ、一番右のところでご指摘のとおり修正するというので、一番左の「が、かかる場合においても提供後は速やかに甲に通知しなければならない。」という3条1項のなお書きの加筆をさせていただいたと承知しておりまして、そういう形で、委員意見をご反映いただいたということで、私としてはこちらのところについて特段追加のコメントはございません。

会 長：分かりました。つまり、すなわち緊急の場合は書面による承認を省略したけれども、緊急な事態が終わったら速やかに書面による提出、そういうことをやったというふうなことを、通知をすべきであるというふうなことで、適切にご修正かと思えます。一つ私のほうで気になったのは、やはりご意見がついておりますように、区民等の福祉の向上のために特に必要であるというのがどういうふうな意味なのかというのは少し気に

審 議 経 過

No.7

なっていましたけれども、区のほうの意見で、人命がかかっているなどの事情により外部提供できるというふうなことです。要は特に必要であるというふうな部分で、提供の範囲を絞るというふうなことでよろしいかなとは思いました。それ以上によい表現も特に浮かびませんので、それでよろしいかなとは思いましたが、この点含めまして、この第3条の第三者への提供等に関する部分につきまして、先生方から何かございますか。

(なし)

会 長：よろしいでしょうか。

では、緊急の場合は書面による承認を省略できるけれども、ただ、提供後は速やかに繰り返して通知を行うというふうな形での修正になるかと思われま。

その後の部分、第4条につきましては、特に意見はついておりません。不当な目的その他のというふうな部分を削除して、純粹に本受託業務の目的以外の目的で利用してはならないというふうなことになるのかと思います。

第5条に関しましては、全部再委託を認めなくてもいいのかというふうな意見が、質問があり、全部再委託は認められないというふうな形で書かれることになったというふうなことです。

次に、5条の2項につきましては、こちら、A委員のほうから青字でご意見ついておりますので、こちらについて、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

A委員：これは冒頭で、会長のほうのご説明をされたところと同じ話だと理解しております。要するに、いわゆる「豊島区情報セキュリティ対策基準」8. 1 (1) というところは、情報システムの運用保守等の委託を行う場合という限定はないので、そういう意味では8. 1 (1) との関係の話であれば、場合分け不要なのではないかというのを先ほど、こちらの守るべき事項の関係で、会長がおっしゃった話と同じ話をこちらの特記事項の話で申し上げているという趣旨になり、その点についても対応されるということで、そうであれば、特にこちらから追加の意見はございません。

会 長：分かりました。こちら、現状では、要件がこの(1)(2)(3)の三つとなっておりますけれども、これもA委員のご指摘の中で、つまり、どういうふうな性格を持った委託先であれば、どういうふうな情報までアクセスしていいかというふうなことを定める基準が必要であるので、それに従っているかというふうなことを判断する必要があるというふうなことです。こちら現状では、この要件が含まれていないけれども、今後基準をつくってそれを反映させる形で、この2項を修正されるというふうなことで、恐らく区の対応としてよろしいでしょうか。そのような対応をされるというふうなことでよろしいでしょうか。

了解しました。それでは、要は、どういうふうな性質の委託先であれば、どういうふうな情報にまで触れていいかというふうなことに対する基準をつくって、それに従っているかどうかというふうな要件を(4)で付け加えるというふうな修正が入ることになります。

では、この5条の2項につきまして、先生方からその他、何かご指摘はございますか。

(なし)

会 長：よろしいでしょうか。

では、また何かございましたら、後でご意見をいただいても構いませんけれども、次に、8ページの3項のところで、「協議書」を「承諾申請書」というふうに言う場合もあるというふうなことで、文言の修正かと承っております。

9ページにございますのが、基本的には文言の追加や概念の整理というふうなことであるかと思われまます。

10ページにつきましては、特に変更指摘はないかと思われまますが、一応、第9条のところにつきまして、情報セキュリティ実施基準8.1(2)を使用する内容に変更すべきというふうな指摘があり、そのような修正がなされている、左の部分でなされているというふうなことになります。

以降、12ページは形式的な修正というふうなことになりまして、14ページの部分でこちらは、複製・複写を例外的に認める場合と認めない場合で、文言の条文を整理したというふうなことになっております。

15ページにつきましては、こちら文言の統一というふうなことになります。

16ページ、17ページについては、特にご指摘は、内容に関わるご指摘はないというふうなことかと思いまます。

一応、以上、全体ざっと検討いたしましたけれども、全体につきまして、何か確認したい点や気になった点などございましたら、さらに追加でご意見いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。少し、こちら資料を眺めていただいて、何か言い漏らした点や指摘しておくべき点などがありましたら、追加でご意見いただきたいと思います。

それでは、区のほうからも何か修正、何かございますか。修正点で分からない点などございましたら、よろしくお願いまします。

情報管理課長：情報管理課長です。ありがとうございます。

ちょっと時間もまだ少しあるようですので、守るべき事項の項番1の修正、及び特記事項の7ページです。5条の、項番2のところの今後の修正の方向性について、ちょっとイメージを共有させていただければと思いまます。

A委員からご指摘いただいたのは、まず守るべき事項については、適切な管理能力を有しない業者を選定しないための基準が必要ですよというご指摘というふうに認識していまして、セキュリティ対策基準のほうでは、一応、ISMSを通っていることとか、監査の実施状況において、問題がないことみたいなことを確認しなさいということが、情報セキュリティ対策基準8.1(1)で書いてありますけれども、これではちょっと不足していますよということでご指摘いただいたので、基準については今後設けますよということをご回答させていただいていまます。

一方で、特記事項のほうの5条のほうで、外部委託の再委託をする場合の基準が別紙3として記載されていまして、実は、そもそもの委託をするときの選定基準はないのだけれども、再委託をする場合には基準があるという立てつけに今なっています。ま

審 議 経 過

No.9

だ、こちらの腹案でございますけれども、そもそも委託をする場合であっても、業者が再委託をする場合であっても、選定をする基準そのものについて差がないというふうに認識していますので、別紙3のチェックシートがでございますけれども、これがすなわち適切な管理能力を持っていないというのを選ばないための、要は、このチェックがちゃんと入っていれば能力がある業者を選んでいますよという要件になるのではないかと、いうふうに捉えていまして、形については今どうしようか考えていますけれども、基本的には守るべき事項については、原則的には個人情報扱えませんが、別紙3のチェックシートにあるような内容が、レベルが確認できていて、I SMS等などが通っている業者であれば、個人情報を扱わせてもいいというような立てつけに変えるのがいいのかなというふうに考えております。

そこで、項番1の選定基準等の「等」が、そのチェックシートの新しいものといえますか、委託先用のものというふうにさせていただいて、なおかつ特記事項のほうもこれを準用して、再委託を選定する場合も、委託先を選定したのと同様のチェックシートを用いて、基準が適正かどうかを確認してくださいというような形にするのが、形的にはいいのかなというふうに考えているのですが、もし、この辺について方向性が委員の皆さんの方向性と違いますよとか、こういうのがいいのではないかと、いうのがあれば、ご意見いただければと思ひまして発言させていただきました。

会 長：これについて、多分、A委員の考えているのは、外部委託先がどういう性質を備えていると、例えば、レベル何々までの個人情報にアクセスするというふうな、内部での判断基準を表みたいな形で作っておくというふうなことをイメージされているのかなと思ったのですが、A委員、こちら辺については、どういうふうなご趣旨だったのかというのをご説明ください。

A委員：ありがとうございます。基本的にこちらとしては、多分、事務ガイドの4-8-9(1)注2というところが「委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準」と書いていることから、少なくとも私は、事務対応ガイドの想定として、このレベル1の情報、ちょっとレベル1が秘密にすべき度合いが高くてレベル2項が低いのか、ちょっとそれはどちらでもいいと思いますけど、このレベルだったらこの程度は要求しよう、このレベルだったらこの程度でいいよね、みたいなものなのかなとは思っていました。

ただ、今、お話をお聞きしていると、簡単に言うと、仮にそのレベルが一定程度あるがなかろうが、豊島区として、情報システムの運用の委託をするんだと、外部に対する委託をするんだということになれば、そこで取り扱える情報がいかに軽微なものであっても、かなり最低限のものとしてこれをやらせるんだと、そしてその内容がしっかりしているのだから、その内容であれば実際に豊島区として、委託することを想定しているような情報が、より高いレベルのものであっても、その内容であれば対応できる。なので、一つの基準で、委託先による様々な情報のアクセスを認めるかどうか、ある意味では、この要件に当てはまれば、どんな情報にアクセスする場合でも委託オケーです。この条件に当てはまらなければ、どんな場合でも委託は駄目です。というものをつ

審 議 経 過

No.10

くられようとしているのかなというふうに思ったのですが、一応、まずは趣旨として、豊島区の趣旨がそういう私の理解どおりのことをやられようとしたのかということをご確認をお願いします。

会 長：お願いします。

情報管理課長：レベルにつきましては、委員がおっしゃるとおり、1 から 4 まで重要情報資産という分類のレベルがございまして、レベル 1 が一番高く、いわゆるマイナンバーを含めて個人情報、2 が公開を予定していない機微情報、3 と 4 が公開している情報などなのですが、この業務委託に係る個人情報の安全確保に関する守るべき事項という、このものの前提に基づきますと、そもそもレベル 1 を認めるための守るべき事項なのかなと思っています。要はレベル 1 を認めるイコールレベル 2、3、4 のほうがレベルは低いので、それも当然ながら認めるべきものというふうに解釈していますので、レベルが一応あるのですけれども、ここの基準に則ってクリアしていれば、一切合財の個人情報を含めた重要情報資産を扱ってもいいですよという立てつけにする、せざるを得ないのかなというふうに捉えています。

会 長：なるほど。そのような立てつけでも A 委員のご趣旨、あるいは個人情報保護委員会からの要請というのは応えられるというふうな理解でよろしいですかね、A 委員。

A 委員：ありがとうございます。基本的には、方向性としてあり得ると思います。多分、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの 2023 年 3 月版が出ていると思います。別紙 3 の「外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート」、基本的には、総務省が出しているガイドラインの別紙みたいなものの外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシートの内容を基に、それを加筆して作っていらっしゃるということであれば、良いと思います。従前はこちらのチェックシートがそのまま委託するかどうかの判定基準になるという話はちょっとお聞きしておらず、今日初めて聞いたので、その観点でも大丈夫なのかという確認はさせていただきますけれども、総務省のほうで最低限のこととしてリストアップしているものを参照されているということの方向性自体は、いいのかなと思います。

ちなみに、I SMS やっているか確認するみたいな話というのは、少なくともこのチェックシートで I SMS をやっていなくてはいけないみたいなものというのはいないように見えますけど、そうすると、これまでは I SMS を要求していたのが、今回、改定すると I SMS 要らなくてもいいということで、より簡単に委託をするようになるというそういうことなのかというところはちょっとご確認させていただきませんかね。

会 長：お願いします。

情報管理課長：セキュリティポリシーの 8.1 (1) のほうの外部委託先の選定基準の事例として I SMS などの認証を参考にして選定しなければならないという記載がありまして、まず、そこは生き残っているのかなと思いますので、I SMS がなければならないということにはならないですけれども、I SMS 等の認証規格を確認した上で、さらにチェックシートによってレベルの確認を行うという 2 段階といいますか、認証の取得情報はあらかじめ出させるような想定でいます。

審 議 経 過

No.11

A委員：要するに、切り下げる、これまでよりも簡単に委託をするように考えているわけではなくて、これまでと同程度のレベルの委託をすることを進める前提で、具体的な基準として、このセキュリティ要件のチェックシートを利用して、具体化はすると、ただ、セキュリティのレベルとして求めるものは切り下げないと、そういうふうにお聞きしました。

会 長：どうぞ。

情報管理課長：はい。そのとおりでございます。

会 長：分かりました。では、そのような形であればよろしいというふうなことですかね。

A委員：はい。方向性はよいと思いますので、あとは、セキュリティ要件のチェックシートの加筆版というものを確認した上で、そういう前提で、この内容で大丈夫かという確認は別途させていただきます。

会 長：なるほど。この要件のチェックシートには、この国際規格の認証取得状況とかは入れない。それとも入れる。すみません。お願いします。

情報管理課長：委託の業者のレベルによって、I SMS 取れる体力がある業者とプライバシーマークレベルぐらいしか取れないような業者とかがあるので、必ず要件にちょっと入れる予定はしないほうがいいのかなどというふうに考えています。

会 長：なるほど。ただ、チェックシートの作り方として、一応、入れておいて、これを全部認めないと駄目というふうなもの、何か任意的な要件を分けてチェックシートに入れるというふうなことも可能かなとは思いますが、別途、国際規格認証取得状況を確認するというよりかは、チェックシートの中でまとめて任意的な要件と必要な要件を分けるというふうなやり方もあるかなというふうには思いましたので、そこら辺のことも含めてこのチェックシートが適切な形になるように、最終的な修正をしていただければというふうに思います。

どうぞ。

A委員：すみません。ちょっと1点確認なのですが、区として、プライバシーマークは最低限必要、ただ、I SMS はあったほうがいいけれども、絶対必要ではないというお考えであれば、そこら辺は、多分今、そこまで明確に文章化されていないように思うのですが、そこら辺を文章化するというのも一つの方法かなと思います。つまり、必須として最低限プライバシーマーク、もしくはI SMS を持っていることで、望ましい要件としては、I SMS を持っていることみたいにするということもあるのかなと、会長のお話を聞いて思いました。

会 長：どうぞ。

情報管理課長：慣例的な内容なのですが、委託の仕様書の中に、個人情報扱う場合はPマークを取得していることは絶対要件として毎回入れています。あと、委託内容のレベルによってI SMS が要るとか要らないとかというのを各課で判断してきて、追記をしているものなので、おっしゃるとおりでPマークは最低限必要というレベルなので、入れてもいいのかなと思います。

会 長：分かりました。多分、具体的にはこの守るべき事項の3の(2)のところ、緑色の

審 議 経 過

No.12

米印の「情報システムの運用・保守等の委託を行う場合は」というのが抜けますので、一般的なものとして、国際規格の認証取得状況とか、実施状況等というふうなものを、任意的なものなのか、要件を整理して、加筆するというふうな形で修正されることになるかなと思います。

ただ、要は、セキュリティ要件のチェックシートの中にこういうものが入るのであれば、この要件のチェックシートのとおりというふうな記述にもなるかと思いますがけれども、要は、こういうシステムの運用・保守等の委託を行う場合という限定が外れて、一般に必要であるというふうな議論でしたので、チェックシートの中にそういうふうなことを任意的な要件として書き込むか、また、本文のほうに書くかというふうな形での修正になるかとは思っています。

この点については、このような理解でよろしいかと思っています。

どうぞ。

情報管理課長：立てつけとしての個人情報取扱をさせるための守るべき事項なので、チェックシートのほうに入れるのがPマークについては必須で、それ以外のISMS等は任意要件みたいな形で入れるのが妥当かなというふうに思います。

会 長：分かりました。では、そのような方向で整理をしていただければと思います。

区のほうから、それ以外に確認しておきたいことはございますか。

区民相談課長：特にございません。

会 長：分かりました。それでは、本日の審議でまとまったような方向で、最終的な案を作成していただければと思います。

その他、委員の先生から、全体に関しまして、何か言い残したことや指摘しておくべきことなど、ございますか。

お願いします。

B委員：今日の規定の話ではないんですが、今後の一つの課題ということで少し、ちょっとコメントをさせていただければと思います。

委託事業者が、クラウドサービスを使って、委託処理を行うということが今後、多くなっていくというふうに想定されますが、その場合に、クラウドを使ってデータを廃棄するということなのですが、そのデータの廃棄に関しては、一般的には暗号化したデータ、暗号化したデータの、暗号化した暗号鍵、それを消去して容易に復元できない状況にするということにするというのが言われているところなのですが、この辺りについて、暗号鍵を消去したというのをどうやって確認するのかというところについては、ログを見て判断していくという形になると思うのですが、委託事業者がこのログをきちんと提示していただけるのか。また、そのログが改ざんされていないかというような、そういったエビデンスですよね、そういったものがどういうふうに担保されてくるのかという部分に関しては、まだ国のほうでもガイドライン等が出ていないという状況です。この7月に国のほうの統一基準のほうが改定されていますが、そのところにも暗号化消去ということは書いてあるものの、具体的な内容、暗号鍵の消去をどういうふうに確認するかという手順みたいなものが示されていないので、今年度すぐどうこうという

審 議 経 過

No.13

ことではないのですが、来年度以降、こうやってクラウドを使って、データを処理されるということが多くなってくるということが想定されますので、今後、この辺りどうしていくのかというのは、国の動向を見ながら、区のほうも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

コメントでございます。

会 長：ありがとうございます。クラウドサービスを利用した場合のデータの廃棄について、暗号鍵の消去というふうな形で対応するとき、ログを提示させて確認するのか、ログが開示されていないのか、確認するのかをどうするのかというふうな今後の課題があるというふうなことで、この点について、何か区からコメントなどございますか。

よろしくをお願いします。

情報管理課長：セキュリティポリシーのほうにつきましては、来年、今年度分の改定、今年の3月ではなくて、次の3月でまた改定があるということなので、その内容も踏まえて、今、改訂の準備をしているところですけども、クラウド上への個人情報の保存は、そもそも区の職員側のほうも一応禁止をしていますので、委託業者についても基本的には禁止なのかなというふうには捉えていますので、ただし例外があった場合で消去する場合というのが出てくる可能性が、委員のご指摘のとおり、あるかと思しますので、その辺は整理をしていきたいと思えます。

会 長：ありがとうございます。現状では禁止されているというふうなことです。今後、技術が発展してきて、対応する必要があった場合には、それに間に合うように適切にご対応いただければと思います。

それ以外の点につきまして。

C委員、お願いいたします。

C委員：再委託は原則禁止、ただし、一部を第三者にさらに再委託するということが例外的に認められると思うのですが、さらに再委託から再々委託というのはあるのでしょうかと思ひまして。また、必要性があるかどうかとか、そこら辺はどういうふうに考えればいかと思っております。

会 長：契約課長、お願いいたします。

契約課長：再々委託というのも場合によってはございます。同じように、再委託と同じ要件で再々委託という形でチェックをさせていただいてございます。

会 長：分かりました。再々委託はあるのだけれども、再委託と同じ要件のチェックがかかるというふうなことでございます。

それでは、それ以外で何か、委員の先生方からございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。

それでは、区のほうもこれで大丈夫ですかね。修正等、大丈夫でしょうか。

(なし)

会 長：それでは、今回いただいたご意見を反映したものを守るべき事項及び特記事項についての決定案とすることになると思われまます。修正案を見て先生方のご承認を得ました

審 議 経 過

No.14

ら、最終的な決定案というふうなことにしたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

(はい)

会 長：それでは、ありがとうございます。

それでは、審議は以上となりますので、区民相談課長のほうから、よろしく願いいたします。

区民相談課長：皆様からいただいたご意見を基に、区で決定をさせていただきたいと思えます。なお、一旦決定とさせていただきますが、今後も運用する上での不都合や、法律等の改正等に合わせるなど、ブラッシュアップを行うべきであることは認識しておりますので、またご審議いただく機会もあるかと思えますので、よろしく願いいたします。

会 長：それでは、この諮問を終わらせていただきます。

以上で、本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はありがとうございます。委員の皆様におかれましては、審議会以外の時間も含め、審議事項に対するご意見をいただくなど、ご協力いただき、ありがとうございます。今後とも当審議会へのご理解及び円滑な運営のご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡でございますが、次回の審議会は2月頃を予定しております。内容といたしましては、総合窓口課からの報告事項がございます。また、来年度以降の諮問内容について、ご相談をさせていただきたいと思えます。

本日、参考資料として、委員の皆様へに配付させていただきましたが、個人情報保護委員会より「保有個人情報等を適正に取り扱うための取組の徹底について」といった通知が届いております。今般、様々な個人情報の漏えい事故に関する報道を耳にしておりますので、この件についてご審議いただくべきではないかと考えております。

なお、次回の審議会は書面開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長：ありがとうございます。

それでは、本日は閉会とさせていただきます。皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。

審 議 経 過

No.15

<p>合 議 結 果</p>	<p>議 事 次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。 諮問第1号 個人情報保護法に係る安全管理措置について</p>
<p>提出された 資 料 等</p>	<p>会議次第</p> <p>資料1 業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項 (1108修正案_意見_対応)</p> <p>資料2 個人情報特記事項(1108修正案_意見_対応)</p> <p>別紙2 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等報告書</p> <p>別紙3 外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート</p> <p>別紙4-1 個人情報取扱状況の確認書(実地検査)</p> <p>別紙4-2 個人情報取扱状況の確認書(書面検査)</p> <p>別紙4-3 不適切箇所に関する報告書</p> <p>別紙5-1 取り扱う個人情報の項目</p> <p>別紙5-2 個人情報の外部提供に係る承認依頼</p> <p>別紙5-3 取り扱う個人情報のうち複写若しくは複製を認められる項目</p> <p>別紙5-4 取り扱う個人情報のうち事業所内からの持ち出しを認める項目</p> <p>別紙5-5 取り扱う個人情報のうち廃棄することを認める項目</p> <p>別紙5-6 個人情報の外部提供に係る報告書</p> <p>別紙6 持ち出し確認簿</p> <p>別紙7-1 個人情報の消去又は廃棄記録簿</p> <p>別紙7-2 個人情報の(消去・廃棄)に関する報告書</p> <p>別紙8 個人情報の取扱いに係る安全管理措置</p>